

経済産業省

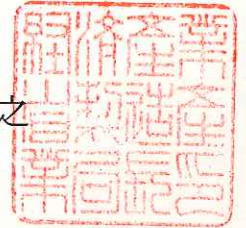
平成 24・03・23 製局第 2 号

平成 24 年 3 月 30 日

日本繊維産業連盟

会長 下村 彬一 殿

経済産業省製造産業局長 上田 隆之



繊維製品の安全性の確保について（有害物質に変 化し得る染料・顔料の使用自粛に係る注意喚起）

近年、繊維製品の染色加工のために使用される染料及び顔料のうち、その一部について、皮膚に付着したあと、細菌によって分解され、発がん性又はその可能性が指摘されている芳香族アミンを生成し得ることから、欧州連合等で規制が行われています。

こうした有害物質による人の健康に及ぼす影響を未然に防止するため、厚生労働省においても、有害物質を含有する繊維製品の規制について検討するため、調査研究を進めていると連絡を受けております。

これまで、本件に関して貴連盟と当省は対応策を検討し、貴連盟においてまとめられた本件に関する自主基準（別添）は、繊維製品による健康被害の未然防止を図る上で有効なものであると認識しており、貴連盟の傘下の業界団体に対して、改めて自主基準の周知及び励行をお願いします。